

亀岡市告示第 228 号

亀岡市バリアフリー基本構想策定検討協議会設置要綱を次のように定める。

平成 24 年 11 月 20 日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市バリアフリー基本構想策定検討協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 26 条第 1 項の規定に基づき、亀岡市バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するに当たり、必要な事項を検討するため、亀岡市バリアフリー基本構想策定検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 千代川駅周辺地区における基本構想の策定に関する事項
- (2) その他協議会において必要と認めた事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 関係する法第 2 条第 3 号の施設設置管理者、京都府公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者
- (2) 法第 2 条第 1 号の高齢者、障害者等、学識経験者その他の市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、基本構想の策定が完了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、政策推進室政策推進課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から実施する。

(失効)

2 この要綱は、基本構想の策定の日をもって、その効力を失う。

(亀岡市交通バリアフリー基本構想検討委員会設置要綱の廃止)

3 亀岡市交通バリアフリー基本構想検討委員会設置要綱（平成15年亀岡市告示第132号）は、廃止する。